

農業委員会名簿

出席	役職	氏名	備考
出席	会長	日永 熙	
欠席	副会長 (職務代理者)	渥美 誠	
出席	副会長	吉川 靖雄	
出席	副会長	山田 臣一	
出席	委員	辻 義則	
出席	委員	堀田 守	
出席	委員	加藤 さゆみ	
出席	委員	伊藤 里海	
出席	委員	飯田 勝	
出席	委員	大橋 一之	
出席	委員	加藤 博由	
出席	委員	服部 鉄男	
出席	委員	後藤 和子	
出席	委員	山田 真弘	
出席	委員	清水 利泰	

事務局出席者

氏 名	氏 名
産業振興課長（事務局長）	滝 川 豊 彦
課長補佐（事務担当）	小 島 邦 孝
主 任（事務担当）	若 松 孝 志
主 事（事務担当）	菊 池 雄 斗

発言者	内 容
事務局長	<p>1. 開催日時 平成30年2月20日（火） 午前9時00分から午前9時32分</p> <p>2. 開催場所 愛西市役所 北館3階 災害対策室兼会議室</p> <p>3. 出席委員（14人）別紙のとおり</p> <p>4. 欠席委員（ 1人）別紙のとおり</p> <p>5. 議事日程</p> <p>日程第 1 議事録署名委員の指名</p> <p>日程第 2 議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請</p> <p>日程第 3 議案第34号 農地法第4条の規定による許可申請</p> <p>日程第 4 議案第35号 農地法第5条の規定による許可申請</p> <p>日程第 5 決定第10号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について</p> <p>日程第 6 専 決 報 告</p> <p>1. 農地法第3条の3第1項の規定による届出</p> <p>2. 農地法第4条第1項第8号の規定による確認願</p> <p>3. 農地法第5条第1項第6号の規定による届出</p> <p>4. 現況証明願</p> <p>日程第 7 報 告</p> <p>1. 農地法第18条第6項の規定による通知</p> <p>2. 農地改良届出書</p> <p>日程第 8 そ の 他</p> <p>6. 農業委員会事務局職員（ 4人）別紙のとおり</p> <p>7. 本委員会の書記は、課長補佐 小島邦孝 主任 若松孝志 主事 菊池雄斗である。</p> <p>8. 会議の概要</p> <p>開会（午前9時00分）</p> <p>定刻となりましたので、只今より、平成30年2月定例農業委員会を始めさせていただきます。議事の進行は、愛西市農業委員会総会規則第5条により日永会長さんをお願いします。</p> <p>会長さん宜しくをお願いします。</p>

<p>会長</p>	<p>《会長あいさつ》</p> <p>それでは、本日の出席者数は15名中14名で、定足数に達しておりますので、只今より2月定例農業委員会を開会します。</p> <p>審議に入ります前に、日程第1、本日の議事録署名者を私より指名致します。ご異議ありませんか。</p> <p>《異議なしの声》</p> <p>それでは、 議席番号 1番 辻 義則 委員 議席番号 2番 堀田 守 委員</p> <p>を指名しますので宜しくお願いします。</p> <p>それでは只今より、議事日程に基づき議案審議に入らせていただきます。</p> <p>議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請・・・・・・・・・・2件 議案第34号 農地法第4条の規定による許可申請・・・・・・・・・・3件 議案第35号 農地法第5条の規定による許可申請・・・・・・・・・・14件 決定第10号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について・・・・・・・・・・66件</p> <p>専決報告 1. 農地法第3条の3第1項の規定による届出・・・・・・4件 2. 農地法第4条第1項第8号の規定による確認願・・・・・・5件 3. 農地法第5条第1項第6号の規定による届出・・・・・・2件 4. 現況証明願・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4件</p> <p>報 告 1. 農地法第18条第6項の規定による通知・・・・・・26件 2. 農地改良届・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4件</p> <p>それでは、議案第 33号 農地法第3条の規定による許可申請2件について審議をお願いします。</p> <p>それでは、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》</p> <p>(1番から2番の譲受人住所氏名・譲渡人住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読及び詳細説明)</p> <p>以上、2件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しない為、許可要件を全て満たしていると思われます。以上で説明を終わります。</p>

<p>会長</p>	<p>只今、事務局より議案第 33号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、議案第 33号 農地法第3条の規定による許可申請 2件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、許可することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第 34号 農地法第4条の規定による許可申請 3件について審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》</p> <p>(1番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 太陽光の申請でございます。計画では、120枚のパネルを設置し総事業費は約〇〇〇万円となっております。なお、基礎工事は、専用架台、敷地周辺はフェンスで囲い、地表面につきましては防草シート敷きとし、雨水は、北側水路と西側の既設側溝に排水する計画です</p> <p>(2番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は現在、住所地にて生活しておりますが、住居に隣接した農地について、農地法をよく理解しないまま宅地の一部として使用しておりました。深く反省しております。今般、申請地を庭敷地として拡張するため、農地転用の許可申請を行うものです。</p> <p>(3番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は現在、住所地にて農業を営んでおります。申請地の東側に農業用倉庫を所有し出荷作業等を行っておりますが、近隣には駐車スペースがないため農地法をよく理解しないまま、申請地を駐車場として使用していました。深く反省しております。今般、申請地を駐車場として使用するため、農地転用の許可申請を行うものです。</p> <p>以上、3件につきましては、農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。</p>
<p>会長</p>	<p>只今、事務局より議案第 34号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p>

<p>会長</p>	<p>それでは議案第 34号 農地法第4条の規定による許可申請 3件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第 35号 農地法第5条の規定による許可申請14件について審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》</p> <p>(1番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 太陽光の申請でございます。計画では、184枚のパネルを設置し総事業費は約〇〇〇〇万円となっております。なお、基礎工事は、専用架台、敷地周辺はフェンスで囲い、地表面につきましては砂利敷とし、雨水は自然浸透させる計画です。</p> <p>(2番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 太陽光の申請でございます。計画では、288枚のパネルを設置し総事業費は約〇〇〇〇万円となっております。なお、基礎工事は、専用架台、敷地周辺はフェンスで囲い、地表面につきましては整地のみで、雨水は自然浸透させる計画です。</p> <p>(3番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 太陽光の申請でございます。計画では、288枚のパネルを設置し総事業費は約〇〇〇〇万円となっております。なお、基礎工事は、専用架台、敷地周辺はフェンスで囲い、地表面につきましては砂利敷とし、雨水は自然浸透させる計画です。</p> <p>(4番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は現在、住所地にて主に運送業・倉庫業を営んでおります。事業も順調に推移する中で、愛西市内に事業を集約するため名古屋市港区にあった営業所を閉鎖し事業の効率化を進めております。その結果、港区の営業所で使用していた営業車や貨物自動車を本社に移動したため、従業員の駐車場が大変不足し困っております。今般、申請地を買い受け本社西側の隣接地に従業員用の駐車場を整備する計画です。</p> <p>(5番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 太陽光の申請でございます。計画では、288枚のパネルを設置し総事業費は約〇〇〇〇万円となっております。なお、基礎工事は、専用架台、敷地周辺はフェンスで囲い、地表面につきましては整地のみで、雨水は自然浸透させる計画ですが、西側に傾斜をつけて既設側溝にも排水します。</p>

事務局

(6番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 太陽光の申請でございます。計画では、168枚のパネルを設置し総事業費は約〇〇〇〇万円となっております。なお、基礎工事は、専用架台、敷地周辺はフェンスで囲い、地表面につきましては整地のみで、雨水は自然浸透させる計画ですが、南側に傾斜をつけて既設側溝にも排水します。

(7番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 太陽光の申請でございます。計画では、192枚のパネルを設置し総事業費は約〇〇〇〇万円となっております。なお、基礎工事は、専用架台、敷地周辺はフェンスで囲い、地表面につきましては整地のみで、雨水は自然浸透させる計画です。

(8番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は現在、住所地にて学生服等の販売業を営んでおります。住所地周辺の中学校の学生服等も販売しておりますが、〇〇〇〇が売上の約半分を占めている状況です。平成30年度より、〇〇〇〇が申請地南側に移転するため、今般、〇〇〇〇の需要に対応するため、申請地を買い受けて店舗を移転し来客用の駐車場を整備する計画です。

(9番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は現在、住所地にて自動車や家電製品の部品を製造しております。製造過程で一部の加工や塗装工程を別の工場で行っているため、大変効率が悪い状況が続いています。また、製造工程の一部を依頼している工場が貸主の都合で返却を迫られており、大変困っております。今般、申請地を買い受け本社の隣接地に部品加工と塗装工程を行う工場を建設し、効率的に事業を行う計画です。

(10番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 太陽光の申請でございます。計画では、300枚のパネルを設置し総事業費は約〇〇〇〇万円となっております。なお、基礎工事は、専用架台、敷地周辺はフェンスで囲い、地表面につきましては防草シート敷きで、雨水は東側と南側既設水路に排水する計画です。

(11番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は現在、住所地にて特定非営利活動法人を運営し、児童発達支援事業や福祉ホームなどの事業を行っております。事業も順調に推移する中で隣接地に新たな施設を建設することとなり、職員や施設利用者も増えることから、送迎用車両の駐車場や職員駐車場、家族の送迎用のスペースなどが必要となりますので、今般、申請地を買い受け職員及び施設利用者のための駐車場を整備する計画です。

(12番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 太陽光の申請でございます。計画では、300枚のパネルを設置し総事業費は約〇〇〇〇万円となっております。なお、基礎工事は、専用架台、敷地周辺はフェンスで囲い、地表面につきましては防草シート敷きで、雨水は西側既設水路に排水する計画です。

事務局	<p>(13番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は現在、住所地にて家族7人で生活しておりますが、大人7人の同居では大変手狭であり、離れを作るだけの敷地もないことから今般の申請にて、祖父が所有する申請地を借り受け、分家住宅を建築する計画です。</p> <p>(14番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 太陽光の申請でございます。計画では、192枚のパネルを設置し総事業費は約〇〇〇〇万円となっております。なお、基礎工事は、専用架台、敷地周辺はフェンスで囲い、地表面につきましては整地のみで、雨水は自然浸透させる計画ですが、南側に傾斜をつけて既設水路に排水します。</p> <p>以上、14件につきましては、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>只今、事務局より議案第 35号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは議案第 35号 農地法第5条の規定による許可申請 14件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。</p> <p>続きまして、決定第 10号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定についての説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》</p> <p>(1番から66番の譲受人住所氏名、譲渡人住所氏名、申請地、面積、公告期間、作物名、権利の設定、新再設定を朗読及び説明)</p> <p>決定第10号の農地利用集積計画につきましては、件数も多いため、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。議案番号1番から66番、全体筆数185筆、面積は192,572㎡でございます。円滑化団体の、あいち海部農業協同組合さんが受人となって利用権設定された筆数は89筆、93,671㎡でございます。あいち海部農業協同組合さん以外の受人は19名の方々に、合計96筆、面積は98,901㎡でございます。内容につきましては、作物は水稻、れんこん、施設野菜でございます。公告年月日は平成30年2月28日、契約開始年月日は平成30年3月1日、全て新規でございます。権利の内容は全て賃借権でございます。以上、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。尚、この事案につきましては、農業経営基</p>

事務局	<p>盤強化促進法第18条第3項の各要件を全て満たしていると思われます。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>只今、事務局より決定第 10号 について簡略した内容ではございますが、説明させていただきました、何かご質問はございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、決定第 10号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。 全員賛成ですので、市へ答申する事に決定させていただきます。</p> <p>続きまして、専決報告 4件 について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》</p> <p>(専決報告 農地法第3条の3第1項の規定による届出 1番から4番の申請者住所氏名、申請地・地目・面積、申請内容・権利・取得事由、斡旋希望の有無、を朗読説明) 以上、4件の届出を受理いたしました。</p> <p>(専決報告 農地法第4条第1項第8号の規定による確認願 1番から5番の申請者住所氏名、申請地・地目・面積、申請内容・権利・取得事由、斡旋希望の有無、を朗読説明) 以上、5件の確認願を受理いたしました。</p> <p>(専決報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 1番から2番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明) 以上、2件の届出を受理いたしました。</p> <p>(専決報告 現況証明願 1番から4番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明) 以上、4件の証明願を受理いたしました。なお、この事案につきましては、事務局にて申請書類を確認し、証明させていただきました。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>只今、専決報告 4件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p>

<p>会長</p>	<p>それでは質問もないようですので、専決報告については終了させていただきます。</p> <p>続きまして、報告 2件 について事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》 (報告 農地法第18条第6項の規定による通知 1番から26番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積、当初の目的、事由、備考を朗読説明) 以上、26件の合意解約の通知を受付いたしました。</p> <p>(報告 農地改良届出書 1番から4番の届出者の住所氏名・届出地所在、地目、面積、埋立期間、備考を朗読説明) 以上、4件の届出書を受付いたしました。報告は以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>只今、報告 2件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、質問もないようですので、報告については終了させていただきます。</p> <p>これをもちまして、2月定例農業委員会に付託された案件の審議を終了します。</p> <p>(終了 午前9時32分)</p>

上記のとおり会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

平成30年2月20日

会 長 日 永 熙

議事録署名者

議席番号 1 番委員 辻 義 則

議事録署名者

議席番号 2 番委員 堀 田 守